たかのす広報

発行所
秋田県鷹巣町役場
編集発行人
成田仁市

町会議員と教育委員の選擧

投票は三月二十五日にきまる

昨年四月一日五ヵ町村合併して新鷹巣町誕生に際し、町村合併促進法の適用を受け任期を一ヵ年間延長して在任して来た町議会議員と教育委員の任期が本年三月三十一日に満了になります。それで選挙法に基きまして後任の議員及び委員の選挙は任期満了前三十日以内に行わなければならないので、二月三日に選挙管理委員会を開催しまして**三月二十五日**に選挙を行なうことに決定致しました。依つて次に選挙に対する概略の知識を記載いたしました。

疑問な点がありましたら、選挙管理委員会又は各支所の係員に問合せ下さい。

議員の定数

議会議員の定数は地方自治法の定めるところにより人口一八、八二三人の我が鷹巣町は二六人ですが、その選挙方は鷹巣町を全区域とする大選挙区制と地区別に選ぶ小選挙区制と二通りありますが、今回は議会の議決により「鷹巣町議会議員選挙区及び議員定数条例」が制定になりましたので小選挙区制で行われることになりました。従つて次の通り選ぶことになります。

鷹巣選挙区	一三人
栄　選挙区	三人
坊沢選挙区	三人
七座選挙区	三人
沢口選挙区	四人

教育委員会委員については小選挙区制を制定することが法律的にできないので全鷹巣町を区域として四人選ぶことになります。

告示

選挙を行う旨の告示は選挙の期日前十日前、即ち三月十五日に致します。いよ〱告示と同時に立候補の受付を致しますので立候補届出完了と同時に選挙運動がはじめられます。告示前(立候補届出)の選挙運動は法律によつて罰せられます。

選挙のできる人

日本国民で鷹巣町に三ヵ月以上住所を有する満二十才以上の人は選挙権があります。然し禁治産者、禁固以上の刑に処せられて現在受刑中の者や選挙犯罪者などは、刑の執行が終るまで更に五年又は七年間は選挙権がありません。

くわしくは選挙管理委員会にお尋ね下さい。

投票するには

選挙権のあるもので選挙人名簿に登載されている者は原則として投票所に行つて投票するのでありますが、その投票の時刻は選挙当日(三月二十五日)午前七時から午後六時までであります

投票所は前回**町長選挙の**場合と同様です。投票入場券が配布されますから、この入場券に印を押して投票所の受付の係員に渡すことになつておりますので、もし紛失の場合は係員(役場又は支所)に話して再発してもらつて下さい。投票用紙を受けたなら記載所に入つて自分の信頼する候補者に投票して下さい。この場合

(イ)投票用紙には一人の候補者しか記載できないこと

(ロ)投票用紙には候補者以外の名前を書かないこと

(ハ)投票は本人が投票所に行つて行うことが原則でありますが、病気とか投票日に職務、業務のため旅行中で投票所に行くことが出来ない人は、例外として不在投票という制度で投票することが出来ます。

(ニ)投票用紙には自分自身で候補者の氏名を書かなくてはならないのでありますが、例外として身体の故障によつて字の書くことの出来ない人や、字の読み書きのできない人は投票所に来てその旨を申し出て書いてもらうことができます。これを代理投票といつております

この外盲人には点字によつて投票ができるように点字投票があります。

以上は投票の原則であります。これらの規定によつて投票をしても、この記載した候補者の氏名が不明りようであつたりしますと、この投票は無効投票として候補者の得票数に計算されませんので充分注意して下さい。

大切な一票です　必ず投票しましょう

選挙の當日投票所に行けない人は

(イ)選挙人の住んでいる郡市の区域外（選挙関係従事者は投票区の区域外）の市町村に行つて投票日には自分の職務又は業務に従事している場合

(ロ)選挙人がやむを得ない用務又は事故のため投票日に自分の住んでいる郡市外の市町村に旅行中であるとか長い間滞在しているような場合

(ハ)選挙人が病気や負傷や妊娠や不具若しくはお産で歩くことができない場合(この場合は町内に在つてもできるが在宅投票ができないので事実上投票日にお産を予定される場合のみが該当することになる)

(ニ)指定病院に入院中のもの

指定病院とは
- 鷹巣中央病院
- 大館公立病院
- 米内沢公立病院
- 花岡鉱山病院

等である。

以上の場合の一つに該当すれば不在投票をすることが出来ますが、その理由にあてはまるかどうかは選挙管理委員会が認めるわけですそのためには本人の申立の外に次の区分により証明書が必要であります。

(イ)の場合には選挙人が勤務している官公署、会社、工場等の長又は代理人の証明書

(ロ)の場合は選挙人の住所地の市町村長又は旅行地滞在地の市町村長

(ハ)の場合は医師　歯科医師、助産婦の証明書

(ニ)の場合は病院長に申出ること

これ等の場台の不在投票はいつでもできるわけではなく、選挙期日の告示のあつた日(三月十五日)から投票の前日(三月二十四日)までであれば本人の都合のよい日にいつでもできます。

立候補の受付

三月二十五日行われる鷹巣町議会議員及び教育委員会委員の立候補の届出は告示と同時に左記において受付されます。

受付時間は午前八時三十分から午後五時まで。土曜日、日曜日でもこの時間に受付します。

議会議員	鷹巣選挙区	鷹巣町役場
	栄　選挙区	栄　支所
	坊沢選挙区	坊沢支所
	七座選挙区	七座支所
	沢口選挙区	沢口支所
教育委員		鷹巣町役場

自由な立場で自信の一票

選擧運動おぼえ書

一、選挙運動をすることができる期間は

選挙運動はいつでも自由にすることができるのではない。

選挙運動のできる期間は原則として立候補してから選挙の期日の前日までの間である。

二、選挙運動とは

選挙運動について簡単に列記すれば

①選挙事務所の設置

選挙事務所を設置することの出来るのは候補者又は推薦届出者に限り一人一ヵ所より出来ない。場所の移動は届出によつて何回も出来る。

事務所の表示はポスター立札、看板等は法によつて定められた範囲で出来ます。

②選挙当日には、投票所より三町以内の区域には設けることが出来ない。

③自動車の使用

今回の議会議員の選挙についてはいつさい使用ができない。但し交通のためタクシー、バス等の利用はこの限りでない。

④拡声機の使用

選挙運動に使用される拡声機は候補者一人について一揃いに限られている

この場合拡声機には選挙管理委員会から交付される表示板をつけなければならない。

⑤戸別訪問

戸別訪問は禁止されている。

⑥ポスター

今回の議員、教育委員会委員の選挙は百枚使用許可されているが　この場合選挙管理委員会の検印を受けなければならない

三、選挙費用

今回の選挙費用の概算は次の通りである。

議会議員	鷹巣選挙区	一九、八〇〇円
	栄　同	一七、三〇〇円
	坊沢同	二三、九〇〇円
	七座同	一九、〇〇〇円
	沢口同	二二、六〇〇円
教育委員		五二、七〇〇円

以上、簡単に一例を列記したが、選挙運動はなか〱むずかしい問題であるので実際については各関係機関に問合せ、遺憾のないよう充分御注意して下さい。

選挙長など選任

三月二十五日執行の議会議員及び教育委員会委員の選挙について選挙を管理執行のため左の通り選挙長、開票管理者及び投票管理者を選任する予定です。

一、議会議員関係
- 鷹巣選挙区選挙長成田仁市
- 栄選挙区選挙長　藤島修三
- 坊沢選挙区選挙長佐藤啓喜
- 七座選挙区選挙長沢田新吉
- 沢口選挙区選挙長佐藤航三

二、教育委員会委員関係
- 選挙長　成田仁市
- 鷹巣開票区管理者同　人
- 栄　藤島修三
- 坊沢　佐藤啓喜
- 七座　沢田新吉
- 沢口　佐藤航三

投票管理者は議会議員と教育委員会委員の選挙について左の通り選任されます。

鷹巣町鷹巣第一投票管理者	成田仁市
同　第二投票管理者	長崎文太郎
鷹巣町栄第一投票管理者	亀山理市
同　第二投票管理者	藤島修三
鷹巣町坊沢第一投票管理者	佐藤啓喜
同　第二投票管理者	野呂万助
鷹巣町黒沢投票管理者	大川鶴治
同　七座投票管理者	沢田新吉
鷹巣町坊山投票管理者	佐藤金次郎
同　小森投票管理者	佐藤善治
同　沢口投票管理者	佐藤航三
同　堂ケ岱投票管理者	小塚誠市
同　川口投票管理者	中島喜代治

鷹選管告示第六号

昭和三十一年三月二十五日執行の鷹巣町議会議員及び教育委員会の同時選挙につき公職選挙法第二十六条第一項の規定により調製する補充選挙人名簿の調製縦覧異議の決定及び確定に関する期日及び期間並に申請の方法及び期間等を次の通り定める

昭和三十一年三月一日
鷹巣町選挙管理委員会
委員長　沢田新吉

記

調製期日	三月六日
申請期日	自三月六日 至三月十日
調製期限	三月十三日
縦覧期間	自三月十四日 至三月十六日
異議の申立期間	縦覧期間中
異議の決定期間	三月十九日
確定期日	三月二十一日
申請様式	省略

鷹選管告示第五号

昭和三十年九月十五日現在により調製した基本選挙人名簿を昭和三十一年三月六日から三月十日まで毎日午前八時三十分から午後五時まで鷹巣町役場及び各支所に於て閲覧に供する

昭和三十一年三月一日
鷹巣町選挙管理委員会
委員長　沢田新吉

補充選擧人名簿の調製について

補充選挙人名簿は次の要領によつて調製される。

調製期日	三月六日
申請期日	自三月六日 至三月十日
調製期限	三月十三日
縦覧期間	自三月十四日 至三月十六日
異議の決定期間	三月十九日
確定期日	三月廿一日

補充名簿に登録のできるもの。

(イ)基本名簿調製後あらたに次の要件を具備し選挙資格を得た者

三月六日で満二十歳に達する者（昭和十一年三月七日まで生れた者）

(ロ)昭和三十年三月六日まで満三ヵ月以上鷹巣町に住所を有するもの（昭和三十年十二月六日までに他から移つたもの）

(ハ)基本名簿の脱漏者

補充名簿に登録されようとするものは三月六日から、三月十日まで登録申請書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

納税に協力いたしましよう

滞納整理について

昨年以来数回に亘り滞納整理期間を制定整理に当つて参りました結果成績も向上して参り全く町民各位の御理解によるものと其の崇高なる納税の思想に対し深甚の敬意を表する次第です。然し徴収簿を見るに遺憾ながら未だ少数の滞納者が見られます。町としても何処までも目指す処は完納町を築き上げることです。法律の適用によつて、近道の方法も不可能なことではありませんが、即座にこれを解法を当てはめて、これを解決する迄には仲々参りません。然し物事にはいろ〳〵な事情で延びても、又決めるべき機もありますので当局としては機を失せざるように整理に進み度い所存で居ります。今年度も余す処二月と三月とです。どうぞ強行手段に出る前に納税して下さい。なおいまゝで滞納税金徴収に当つて昭和二十九年度以前の滞納税金のみ延滞金を加算して徴収して参りましたが、町財政急迫の折柄新年度分（昭和三十年度）についても四月一日より延滞金を加算して徴収することに決定致しましたから速急納税するようお願いします

新年度予算など審議

町議会定例会開く

町議会定例会は二十八日開会、会期は五日間ときまりました。今回の主な条件は三十年度の追加更正予算と三十一年度の予算でした。三十一年度の町の政治の方針を具体的にあらわした新予算の内容をあらまし説明致しましよう。（単位千円）

◇才入

一、町税
▼町民税＝一一、七二七
▼固定資産税＝二〇、九八六
▼自転車荷車税＝九七九
▼たばこ消費税＝三、六〇〇
▼電気ガス税＝二、〇六四
▼木材引取税＝三、七〇〇
▼計＝四三、〇五六
二、地方交付税＝二六、〇〇〇
三、公営企業財産収入
▼普通財産収入＝八二〇
▼財産売却代金＝一、〇〇一
▼計＝一、八二一
四、使用料及手数料
▼使用料＝二七四
▼手数料＝三三四
▼計＝六〇八
五、国庫支出金
▼国庫負担金＝一、七四七
▼国庫補助金＝二三〇
▼計＝一、九七七
六、県支出金
▼県負担金＝五七
▼県補助金＝一、五五五
▼委託金＝一〇〇
▼計＝一、七一二
七、寄付金＝一
八、繰入金＝一
九、繰越金＝一
十、雑収入＝六五〇
十一、町債＝一、五〇〇
才入合計＝七七、三二七

◇才出

一、議会費
▼議員報酬＝七九八
▼職員給＝三八四
▼旅費＝二八〇
▼諸手当＝一三〇
▼需用費＝五〇五
▼交際費＝一五〇
▼諸費＝一六九
計＝二、四一六
二、役場費
▼監査委員会費＝七八
▼職員給＝一〇、四六五
▼旅費＝八五二
▼諸手当＝四、七五八
▼需用費＝二、七三八
▼交際費＝一、〇〇〇
▼営繕費＝四二五
▼諸費＝三、三九四
計＝二三、七一一
三、消防費
▼消防署費＝五、四三〇
▼消防団費＝二、二五七
▼水防費＝一四八
計＝七、八三五
四、土木費
▼道路橋梁費＝三、三六〇
▼河川費＝二一五
▼排水費＝三〇
▼災害土木費＝四五
計＝三、六五〇
五、教育費
▼教育委員会費＝六、八六二
▼小学校費＝五、三六六
▼中学校費＝四、三三二
▼公民館費＝一、四三八
計＝八、〇〇〇
六、社会及労動施設費
▼民生委員会費＝五一二
▼児童福祉費＝七六一
▼社会福祉費＝一八三
計＝一、四五六
七、保健衛生費＝一、四二三
八、産業経済費
▼農業委員会費＝三、五九一
計＝六、九七二
九、財産費＝七五一
十、統計調査費＝二〇〇
十一、選挙費＝五九
十二、公債費＝六、四九一
十三、雑支出＝四、二三八
十四、予備費＝一二五
才出合計＝七七、三二七

失業対策事業に

就労するには

本町は昭和二十五年の大火後失業対策事業も開始し、現在既に満六年も迎えんとして居ります。最近公共事業及び民間事業の縮少に伴い失業者は日々に増加する傾向にあり、本町は二月現在既に三一六名の失業登録を見るに至つて居ります。然しながら以上の登録に比し失業対策事業に就労する失業者の登録は僅か五十名内外であり、本町失業対策事業の枠獲得上に不利な実数を示して居ります。是は一に失業対策事業に就労する登録手続及び事業の内容未知が原因しているものと推意しますので、茲に登録の手続及び事業の内容も説明しますから失業者は自ら進んで失業登録及び就労もなされん事を特に要望して止みません。

先ず登録者になるには左の条件を具備しなければなりません。

イ、失業者であること
ロ、家計の主たる担当者であること

一、右の条件を具備すれば職安分室より、身上調査票の交付を受け　これに町長の証明を仰ぎたる上分室に再提出します。

二、提出された身上調査票は職業安定所長に依つて審査され、適格となれば適格証が分室を経て本人に交付されます。

三、適格証持参の下に分室に出頭すれば分室より求人者へ就労方紹介する段取りになつて居ります

以上を以て完全に就労出来る事になるのです。鷹巣町の昭和三十年度の失業対策事業は左の通りです。

第一四半期より第三四半期までは公園整備事業で主として、公園の下刈り、芝取り　芝張り第四四半期は道路改良事業で、主として砂利採取、敷均しという軽労仂であります。賃金は失業の労仂諸条件に基いて左の通り格付けして居ります。

男　二級二六六円、三級二五一円　四級二三一円、五級二二一円
女　八級一八一円、九級一七一円、一〇級一六六円　一一級一五五円

で、その外に夏期手当及び年末手当が支給され、又失業保険及び健康保険等の制度もあります　特に失業者の登録如何が失業対策事業の割当枠に影響して来ますので　必ず職安分室の紹介を得て就労するよう重ねて願う次第です。

広報「題字」入選發表

さきに募集しました広報の「題字」図案は多数の作品が寄せられましたが、審査の結果本号に使用している**稲部政憲さん**の作品が入選ときまりました。

トラホームと寄生虫

各学校で撲滅に力コブ

現在管内小中在籍数四一四五名中、トラホーム患者数九六九名となつているので二三・四%の多きに達しており、寄生虫卵保有者数については全学校検査は行われていないが、実施された学校の結果からして何れも八〇%を上廻つている実状で児童生徒の保健上放置されない現状にあるため、新年度よりは、この方面に相当額の経費を向けてトラホームの治療並びに全児童生徒の検便の結果駆虫剤を施して徹底的に寄生虫の撲滅を期したい。

豊作後の今年の稲作は

大豊作のあとを受けた今年の稲作はどうであろうか。

過去の統計にてらして昭和六年ごろから気候の変動期に入つていることや、太陽の黒点の週期から見ても、今年は冷害の年になるとの説もある。また、「豊作は二年続かず」とよくいわれるが　たしかに過去の統計では豊作の翌年は凶作が多くなつている。技術が飛躍的に進歩したといつても、昭和二十八年のように気象災害の多い年にぶつかれば　豊作を期待することは困難である。

気象のことは、はつきりした暖候期の長期予報がでるまでは何ともいえないが、こゝで強調したいのは、むしろどのような気象条件になろうと、稲の作柄を不安定にしないだけの技術対策を考えておくことである。

最近、品種の消長がかなりはげしいが、昨年晩稲がよかつたからといつて、今年も晩稲にかたより過ぎることは危険である。

一昨年米作日本一になつた富山県の川原氏の品種が、「金南風」だつたので、昨年同県にはこの品種が相当増加したが、これは晩稲であるため、北陸地方などで作る場合は必ず保温折衷苗代で育苗し、生育を促進しなければ冷害の危険をともなう。

また、昨年が大豊作であつたため地力が相当消もうしているから、今年の稲作は大いに増施しなければならないという意見があるが、この点はよほど警戒する必要がある。

肥料をやり過ぎて不良天候にでもぶつかれば、たちまちイモチ病を激発したり、冷害に見舞われるおそれがある。水田の潜在地力というものは相当大きなものであるから、肥料を与えすぎる必要はない。平年並の肥料を施しておいて、あとは天候と作柄の推移を見ながら追肥で補つていくことが安全であると思う。

堆肥には覆いを

三月の農業改良普及事項

稲作

一、保温折衷苗代油紙の購入を急ぎましよう。

二、客土、暗きよ、排水、農道改修の土地改良事業を推進しましよう。客土は冷害を防ぐ一つの方法で、又秋落田の改良には最も有利な方法である。客土する土は山の赤土とか沈泥が良い。

三、降雪を見計らつて堆肥運搬を急ぎ、覆を忘れないようにしよう。堆肥に覆をしたものと、しないものでは堆肥の品質に於てもその含有成分に於ても相当の相違があり、殊に成分中の加里の流亡が甚しい。折角作つた堆肥の品質成分の流亡を防ぐためにも、是非共覆いをしましよう。

四、合理的な施肥設計を樹てましよう。自分の田圃の土の性質に適合するように設計しよう。殊に秋落田圃には無硫酸根肥料を使いましよう。冷害を防ぐためにも健康な稲を育てるためにも、堆肥の増施に努め、N質よりもPKに重点を置いて設計しよう。

五、経営改善は経営内容の把握が基であるから農業簿記をつけましよう。

園芸について

イ、果樹

一、果樹園経営の年間計画と生産資材の準備に努めましよう。

二、整抜せん定に注意しましよう。せん定整抜は厳寒期以降に枝及び花芽を充分見てから行うこと。

ロ、蔬菜

一、積雪の少ない所では越冬蔬菜が寒害のおそれがあるから、菜類、甘藍等は極寒には藁等で覆つて寒害を防ぎ、種取り用大根等は土寄せして、首が凍らないように努めましよう。

二、春蒔蔬菜の計画を樹てるとともに生産資材を準備しましよう。殊に温床設置の準備に努めましよう。

養畜

一、馬及び役牛

イ、乾草を毎日与えること

ロ、晴天の日には日光浴、軽い運動、手入を行いましよう。

ハ、炭カル、カルシュウム剤等を小盃一杯与えましよう。

二、乳牛

イ、充分[illegible]を与えることに努めましよう。

ロ、サイレージか根菜を一日当り四、五貫位えましよう。

三、妊娠母豚

緑餌、腐植土、炭カルを与え、健康な体をつくりましよう。

四、妊娠緬羊

妊娠末期であるから栄養を充分に保つように努めましよう。

五、鶏

飼料は良質のものを稍多量に与え（一羽当り三〇匁乃至三五匁）緑飼も一〇匁以上与えることに努めましよう。

六、馬鈴薯の芽は飼料にすると危険です。

芽の出た馬鈴薯を家畜飼料として与える場合は、猛烈な中毒を起すことがあるので注意しましよう　若し与える時は煮て煮汁を捨てるようにしましよう。

入学式は二日

三十一年度小中学校入学式は四月二日にきまりました新入学児童は父兄が連れて出校して下さい。

就学猶予願出は遅れぬよう

新入学児童であつて、病弱発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる者がありましたら[illegible]から就学猶予（又は免除）願に、医師の診断書をそえて急いで教育委員会に願出て下さい。

各学校の卒業式

今年度の各学校卒業並に修業式の日程は次のようにきまりました。

▽十八日＝七座小中、黒沢小、観音堂併分
▽十九日＝鷹巣小、坊沢小中、坊山分
▽二十日＝鷹巣中　栄小中　沢口小中

なお、各中学校の卒業学年の成績優秀者に対して町長賞、教育長賞を授与することになつた。

新しい大字

戸籍統計課より

昭和三十年四月一日町村合併により大字区域が左記の通り変更になりました。なお旧鷹巣町については火災により焼失した区域のみは小字及び地番も変更になりました。焼失した区域以外の区域は従来通りの小字を用います

旧鷹巣町	鷹巣町鷹巣字	番地
旧栄村	鷹巣町栄字	番地
旧坊沢村	鷹巣町坊沢字	番地
旧沢口村	鷹巣町脇神字	番地
	鷹巣町小森字	番地
	鷹巣町中屋敷字	番地